

印紙税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第4号文書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託若しくは特定目的信託の受益証券</div> <p>(発行価額の意義)</p> <p>8 令第24条第1号《株券等に係る一株又は一口の金額》に規定する「発行価額」とは、商法第168条の2第2号に規定する株式の発行価額又は第280条の2第1項第2号に規定する新株の発行価額をいうのであるが、次に掲げる株券については、それぞれ次に掲げる価額を発行価額とすることに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 株式会社の成立後に発行する株券((3) から <u>(5)</u> に掲げるものを除く。) 商法第280条の2第1項第2号に規定する新株の発行価額</p> <p>(3) <u>転換予約権付株式の転換によって発行する株券</u> <u>当該転換予約権付株式の発行価額</u></p> <p>(4) <u>強制転換条項付株式の転換によって発行する株券</u> <u>当該強制転換条項付株式の発行価額</u></p> <p>(5) <u>新株予約権の行使によって発行する株券(新株予約権付社債に付された新株予約権の行使によって発行する株券を含む。)</u> <u>当該新株予約権の発行価額と当該新株予約権の行使に際して払込を為すべき額との合計額の1株当たりの額</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p style="text-align: center;">別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第4号文書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託若しくは特定目的信託の受益証券</div> <p>(発行価額の意義)</p> <p>8 令第24条第1号《株券等に係る一株又は一口の金額》に規定する「発行価額」とは、商法第168条の2第2号に規定する株式の発行価額又は第280条の2第1項第2号に規定する新株の発行価額をいうのであるが、次に掲げる株券については、それぞれ次に掲げる価額を発行価額とすることに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 株式会社の成立後に発行する株券((3) から <u>(6)</u> に掲げるものを除く。) 商法第280条の2第1項第2号に規定する新株の発行価額</p> <p>(3) <u>転換株式の転換によって発行する株券</u> <u>当該転換株式の発行価額</u></p> <p>(4) <u>転換社債の転換によって発行する株券</u> <u>当該転換社債の発行価額</u></p> <p>(5) <u>新株引受権付社債に付された新株引受権の行使によって発行する株券</u> <u>商法第341条の16第1項に規定する新株の発行価額</u></p> <p>(6) <u>株式会社の取締役又は使用人に対して付与された新株引受権の行使によって発行する株券</u> <u>商法第280条の19第2項に規定する株式の発行価額</u></p>

改正後	改正前
<p>第 17 号文書</p> <div data-bbox="136 261 1086 360" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 2 金銭又は有価証券の受取書で 1 に掲げる受取書以外のもの</p> </div> <p>(医師等の作成する受取書)</p> <p>25 医師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、<u>保健師、助産師、看護師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、獣医師</u>等がその業務上作成する受取書は、営業に関しない受取書として取り扱う。</p> <p>(非課税文書)</p> <div data-bbox="136 699 1086 746" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</p> </div> <p>(日本私立学校振興・共済事業団等がその組合員等に対して住宅貸付けを行う場合に作成する文書)</p> <p>6 日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が、当該組合等の組合員等に対して住宅貸付けを行う場合に作成する金銭消費貸借契約公正証書は、非課税文書の表の「私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項第 3 号《福祉事業》、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条第 3 号《福祉事業》又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条第 1 項第 2 号《福祉事業》の貸付けに関する文書」として取り扱う。</p>	<p>第 17 号文書</p> <div data-bbox="1135 261 2085 360" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 2 金銭又は有価証券の受取書で 1 に掲げる受取書以外のもの</p> </div> <p>(医師等の作成する受取書)</p> <p>25 医師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、<u>保健婦、助産婦、看護婦、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、獣医師</u>等がその業務上作成する受取書は、営業に関しない受取書として取り扱う。</p> <p>(非課税文書)</p> <div data-bbox="1135 699 2085 746" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</p> </div> <p>(日本私立学校振興・共済事業団等がその組合員等に対して住宅貸付けを行う場合に作成する文書)</p> <p>6 日本私立学校振興・共済事業団、<u>農林漁業団体職員共済組合</u>、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が、当該組合等の組合員等に対して住宅貸付けを行う場合に作成する金銭消費貸借契約公正証書は、非課税文書の表の「私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項第 3 号《福祉事業》、<u>農林漁業団体職員共済組合法（昭和 33 年法律第 99 号）第 53 条第 2 号《福祉事業》</u>、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条第 3 号《福祉事業》又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条第 1 項第 2 号《福祉事業》の貸付けに関する文書」として取り扱う。</p>